

大阪市働く世代の健康づくり支援事業業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

大阪市働く世代の健康づくり支援事業業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

大阪市では、大阪市健康増進計画「すこやか大阪 21」において「すべての市民がすこやかで心豊かに生活できる活力あるまち・健康都市大阪の実現」を基本理念として掲げ、「健康寿命の延伸」を全体目標に様々な取組みを実施しているが、平成 30 年からの 6 年計画である「すこやか大阪 21（第 2 次後期）」の評価において、生活習慣病に関する指標など働く世代に関連する項目について目標未達成の項目が多く、働く世代の健康状態が良好でないことが明らかとなった。

本業務では、民間企業等のノウハウを活用し市内の中小企業へ健康経営支援を行うことにより、中小企業が健康経営に取り組む機運醸成を図るとともに、働く世代一人ひとりが健康づくりに積極的に取り組める環境を構築することを目的とする。

具体的には、働く世代の健康を保つ環境整備として、健康経営優良法人認定取得に関心のある中小企業への支援等を行うほか、働く世代のための健康情報発信として、特設ホームページの設置や Web 広告を用いた情報発信及び啓発を行うものである。

(2) 業務内容

別紙「大阪市働く世代の健康づくり支援事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日まで

(4) 事業規模（契約上限額）

上記契約期間における契約上限額は 115,769,500 円（消費税含む）とし、下記の各年度別の経費を超えないようにすること。

令和 8 年度 金 42,476,500 円（消費税含む）

令和 9 年度 金 36,646,500 円（消費税含む）

令和 10 年度 金 36,646,500 円（消費税含む）

※本事業は、令和 8 年度の本市予算原案の議決を経てはじめて効力を発するものとし、本市の予算編成における事情変更等により、契約の全部または一部を解除する場合がある。なお、上記に伴い損害が生じた場合にあっては、本市はその損害について一切負担しない。

(5) 履行場所

大阪市内

(6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

委託料は、各年度の業務完了後、業務報告書に基づく発注者の検査を経て、受注者の請求により支払うこととする。

また、受注者は、各年度の業務の完了前に、既履行部分に相応する委託料について、契約書に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月1回を超えることができない。

(3) 契約書案

別紙参照

(4) 契約保証金

本契約の締結にあたっては、「大阪市契約規則」第37条の規定に基づき、契約保証金（契約金額の100分の5）の支払いが必要となる。ただし、大阪市契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

(5) 再委託について

ア 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を当該業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基

づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる要件の全てを満たす者は、公募型プロポーザルに参加することができる。なお、参加資格審査は「6 応募手続きに関する事項（1）参加申請手続き及び企画提案書の提出イ 提出書類」の④～⑫（⑪及び⑫は共同企業体での申請の場合）の書類により行う。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公募型プロポーザル参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置及び大阪市暴力団排除条例に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 暴力団体でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (5) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 納税義務者にあつては、最近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- (7) 個人情報管理について下記のいずれかに該当すること。
(共同企業体での参加を希望する場合は、共同企業体の構成員代表者が該当すること)
 - ①一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること。
 - ②ISO/IEC27001またはJIS Q 27001の認証を受けていること。
- (8) 上記（1）から（7）の要件を満たす団体同士の共同体での申請は可能とし、以下の要件も満たさなければならない。ただし、（7）については、共同企業体の構成員代表者の参加要件とする。
 - ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 応募申請書類提出後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は、認めない。
 - ウ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - エ 申請書の提出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - オ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
 - カ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

公募開始	令和8年1月27日（火）
質問受付締切	令和8年2月3日（火）
質問に対する回答	令和8年2月10日（火）
応募書類（企画提案書等）の提出期限	令和8年2月25日（水）
参加資格結果通知	令和8年3月4日（水）（予定）

プレゼンテーション審査	令和8年3月10日(火)
選定結果通知	令和8年3月13日(金)(予定)
契約締結・事業開始	令和8年4月1日(水)(予定)
事業完了	令和11年3月31日(金)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び企画提案書の提出

- ア 受付期間 令和8年2月12日午前9時から令和8年2月25日午後3時まで
- イ 提出書類 企画提案書は、次の様式を使用し、全てA4版で提出すること。提案内容の記載欄については、MS明朝11ポイントで入力し、各項目の記載内容が枠に収まらない場合及び特筆すべき事項の記載が必要な場合は、別途任意様式で補足資料の提出を認める。(図表の挿入も可)
- ① 企画提案書(様式1)及び補足資料(※補足資料は必要な場合)
 - ② 経費内訳書(様式2)
 - ③ 公募型プロポーザル参加申請書(様式3)
 - ④ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書(法人の場合。提出前3か月以内に発行されたもの：写し可)、若しくは定款又は定款に類する規定及び役員名簿(写し可)
 - ⑤ 直近1か年分の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び実績報告書、又は、確定申告書
 - ⑥ 印鑑証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの：写し不可)
 - ⑦ 使用印鑑届(様式4)
 - ⑧ 過去2か年分の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可)
※税務署の証明様式その3(その3の2、その3の3でも可)
 - ⑨ 過去2か年分の市町村民税並びに固定資産税の納税証明書(提出日前3か月以内に発行：写し可)ただし、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が2か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
 - ⑩ 申出内容誓約書(様式5)
 - ⑪ 委任状(共同体での申請の場合のみ)(様式6)
 - ⑫ 協定書(共同体での申請の場合のみ)(様式自由)
- ※共同体での参加の場合、④～⑩は各構成員分提出すること。
※大阪市入札参加資格者名簿に登録されている者については、上記④～⑨を省略できるものとする。
- ウ 提出部数 上記①・②については社名やロゴ等の事業者名をマスキングした書類を各9部、マスキングのない書類を各1部、③～⑫は書類で各1部
- エ 提出方法 持参又は配達証明のできる郵送により提出すること。
- オ 提出場所 下記8(2)のとおり
- カ 参加資格結果通知 令和8年3月4日(予定)に通知する。

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 令和8年1月27日午前9時から令和8年2月3日午後3時まで
※締切以降の質問は受け付けない。
- イ 提出方法 様式7「大阪市働く世代の健康づくり支援事業業務委託公募型プロポーザル質問票」に記載し、大阪市健康局健康推進部健康づくり課まで電子メールにより提出すること。

- ウ 提出先 メールアドレス：fc0005@city.osaka.lg.jp
 エ 質問の回答 令和8年2月10日（火）までに大阪市ホームページに掲載する。
 なお、質問の回答は、仕様書の追加とみなす。

7 選定に関する事項

(1) 選定方法

審査は、学識経験者等で構成する「大阪市働く世代の健康づくり支援事業企画提案事業者選定会議」において、選定基準に基づき選定委員会による審査を行う。審査は企画提案書の書面審査、プレゼンテーション審査を行い、最も優れた企画提案者を選定し、契約相手方として決定する。

ただし、審査の結果、全委員の合計点が最も高い事業者が複数いる場合は、(2) 選定基準中の審査項目②の合計点が高い者を受注予定者とする。②の合計点と同じ場合は、③の合計点が高い者を受注予定者とする。③の合計点も同じ場合は、くじにより受注予定者を決定する。

プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行う。(令和8年3月4日（水）予定)

【プレゼンテーション審査】

実施日時：令和8年3月10日（火）午後1時～（予定）

実施場所：大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所内 会議室（予定）

内容・方法等：上記6（1）の提出書類を使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと。1者あたり30分程度（うち説明20分、質疑応答10分程度含む）とし、参加者は1者あたり3名以内とすること。

説明の補足として動画等の放映を行う場合は、説明時間に含めることとし、他の提出書類と同様、事業者名等が判明しないよう留意すること。

動画等の放映にあたり、ノートパソコン等の持ち込みや放映にかかる機器操作は提案者において実施すること。

次の機器は本市で用意するので、使用可とする。

- ・テレビモニター及び電源
- ・接続ケーブル（≡D Sub 15pin・HDMI）

※実施日時、実施場所、説明時間等については変更する場合がある。

※審査には本事業の主たる実施担当者が参加すること。

※審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(2) 選定基準

審査項目		審査内容	配点
①基本事項		・事業の目的や事業内容を十分に理解し、その実現に資する推進方針や創意工夫が盛り込まれているか	10
②実施提案・実施計画	提案内容の独自性及び効果	・より質の高い支援が期待できる創意工夫や独自性のある提案となっているか。 ・提案内容は、事業目的を達成するうえで効果的・効率的か。	25

	提案内容の実現性	・業務実施に係るスケジュールは実現可能なもので、適切な工程・進捗管理が期待できるものとなっているか。 ・提案内容が具体的かつ実現性があるか。	25
	中小企業への配慮	支援対象である中小企業に対して、十分な配慮がなされていると感じられるか。	10
③実施体制	従事者の確保	・実施内容に対して、適切な履行を確保できる体制が整備されているか。	15
	セキュリティ対策等	・個人情報等にかかるセキュリティ対策や保護・管理体制が十分にとられているか	5
④業務実績		・類似業務（健康経営支援）に関する実績等を有しているか	5
⑤業務経費		・業務経費見積額の積算内容は、提案業務に対して妥当であるか、仕様に対して合理的な内容であるか	5
合計			100

(3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

なお、審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受付けない。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。
- ウ 提出された書類に虚偽の申請があった場合には当該提案書を無効とする。
- エ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて情報公開の対象となる。申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
- オ すべての企画提案書は返却しない。
- カ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

- キ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ク 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ケ 契約の締結は、令和8年度大阪市予算が発効した時とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市健康局健康推進部健康づくり課（担当：平田）
TEL：06-6208-9961 FAX：06-6202-6967
E-mail：fc0005@city.osaka.lg.jp